

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（厚生労働省職業安定局雇用保険課）

項目名	雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税法、国税徴収法		
要望の内容	<p>雇用保険制度に関し、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）等において、育児休業給付の給付率の引き上げ、育児時短就業給付（仮称）の創設、失業給付（基本手当）の給付制限の見直し、雇用保険の適用拡大、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設等が盛り込まれたところ。</p> <p>また、雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇並みにする暫定措置等が令和6年度末で終了することから、こうした時限措置の取扱いも含め、雇用保険制度等の在り方について、今後労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討することとしている。</p> <p>失業等給付及び育児休業給付（以下「失業等給付等」という。）は全て非課税及び差し押さえ禁止となっているが、当該検討の結果、失業等給付等について所要の改正を行う場合には、当該給付等について、非課税及び差し押さえ禁止の措置を行うことを要望する。</p> <p>また、前述の時限措置を延長する場合には、現在とられている非課税及び差し押さえ禁止の措置を延長することを要望する。</p> <p>&lt;関係条文&gt;  雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）  （受給権の保護）  第11条  失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。  （公課の禁止）  第12条  租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。  （育児休業給付）  第61条の6  2 第十条の三から第十二条までの規定は、育児休業給付について準用する。</p>		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		(制度自体の減収額)	(－ 百万円)
		(改正増減収額)	(－ 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>雇用保険制度は、労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付や育児休業給付を支給している。</p> <p>また、「こども未来戦略方針」等においては、政府の重要課題である少子化トレンド反転に向けたこども・子育て政策の一環として、男性の育児休業の更なる取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進等を目的として、育児休業給付の給付率の引き上げや育児時短就業給付（仮称）の創設等が盛り込まれた。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>失業等給付等の給付水準については、その給付目的達成のため必要最小限度に設定するものであり、これに対して課税した場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 憲法第 25 条に国の社会的使命として明らかにされている、国民に対する最低生活保障の原則に矛盾する</li> <li>・ 「こども未来戦略方針」等において掲げられている政策目的の達成に支障が生ずるおそれがある</li> </ul> <p>等の理由から、非課税措置が不可欠である。</p>											
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<table border="1"> <tr> <td>政策体系における政策目的の位置付け</td> <td> <p>基本目標 V 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標 4 失業等給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと</p> </td> </tr> <tr> <td>政策の達成目標</td> <td> <p>失業者に対する失業等給付等の支給を通じて、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、セーフティネット機能の強化を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td>租税特別措置の適用又は延長期間</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>政策目標の達成状況</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 V 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標 4 失業等給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと</p>	政策の達成目標	<p>失業者に対する失業等給付等の支給を通じて、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、セーフティネット機能の強化を図る。</p>	租税特別措置の適用又は延長期間	—	同上の期間中の達成目標	—	政策目標の達成状況
政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 V 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標 4 失業等給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと</p>											
政策の達成目標	<p>失業者に対する失業等給付等の支給を通じて、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、セーフティネット機能の強化を図る。</p>											
租税特別措置の適用又は延長期間	—											
同上の期間中の達成目標	—											
政策目標の達成状況	—											

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	<p>失業等給付等の給付水準については、その給付目的達成のための必要最小限度に設定しているため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進</li> <li>・「こども未来戦略方針」において掲げられた男性の育児休業の更なる取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進</li> </ul> <p>等の政策目的を達成するために、給付が課税又は差し押さえされることなく雇用保険被保険者に支給されるようにするために税制措置の要望を行うものであり、妥当。</p>		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>失業等給付等に係る非課税については、法改正に合わせて平成15年度、平成19年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成26年度、平成28年度、平成29年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度等に非課税措置の維持・拡充の税制要望を行った。</p>	